

生態人類学会ニュースレター

THE SOCIETY FOR ECOLOGICAL ANTHROPOLOGY

1999年11月8日発行

報告

バカ・ピグミーの歌と踊りを伴う集会「ベ」に関する事例比較分析の試み・・・特にその時間構成について

都留 泰作

京都大学アジア・アフリカ地域研究科

カメルーンのバカ・ピグミーの間では、彼らに特有な精霊などの観念を焦点として「ベ (be)」と呼ばれる儀礼的行為が頻繁に行われる。しかしながら、「ベ」は、規則的な行動連鎖として固定した形式を持たず、状況によって多様な展開を見せ、宗教儀礼として見た場合特異といえる。「ベ」の展開過程は柔軟に変化し、固定した式次第のようなものを持たないので、従来の儀礼研究で用いられてきた形式的データは余り有効ではない。むしろ、実例に基づいた詳細な記述、その比較検討、実測データに基づいた時間構造の分析が必要である。

「ベ」は、バカ語で歌、または歌うことを指す語彙であり、歌と踊りの実践が焦点となる。「ベ」では男女の役割分担が明確で、女性が合唱を、男性が踊りを担当する。男性は、踊りの際、腰みのを着けたり、精霊の扮装をしたりと様々な趣向を凝らす。

「ベ」には様々な種類があるが、時間構造の基本的な形は類似しており、歌と踊りの持続が、休憩を差し挟みながら連鎖する構成をとる。歌と踊りの持続時間は、平均 180.19 秒 (n=771)、休憩の持続時間は平均 174.48 秒 (n=683)であった。

「ベ」においては、歌と踊りは、相互に関連しあっており、両者の同調が行われないと、時間的にも長く持続しない傾向がある。合唱は、同調者が得られないなどの理由でしばしば中断するが、そのような場合には、踊りが同時に踊られることもない。歌と踊りが同期的に行われる場合、その持続時間は引き延ばされる傾向がある。すなわち、踊りを伴う場合の持続時間の平均値は 270.84 秒 (n=289)、ない場合では 144.96 秒 (n=589)であり、かなり明瞭な差がある。

また、「ベ」においては、ナスエ (na sue) と呼ばれ

る行動を、歌い手が合唱の終了直前に付け加えることがある。この行動は、歌い手たちの気分的高揚感を表出する儀礼的行為と考えられる。ナスエが行われる歌は長くなる傾向があり、ナスエを伴う場合は 200.26 秒 (n=291)、ナスエを伴わない場合は 124.96 秒 (n=531)であった。ナスエの実行と踊りの実行が同時に見られる場合は、さらに持続時間が長くなり、311.93 秒 (n=145)であった。このように、歌だけでなく踊りが合わせて行われる場合、その持続時間が長くなり、精神的な高揚が参加者の間に喚起されることが示唆される。

さらに、「ベ」全体がどのように展開してゆくかに目を転じ、「ベ」の前半と後半での状況の差異を検討した。すると、最初は歌のみが行われる場合が多いが、後の方になるにつれて踊りも行われる場合が多くなる。ナスエの実行される場合もまた、「ベ」の前半部よりも後半部に多い。「ベ」は全体として見ると、歌と踊りの同調が増してゆく累積的過程を基調としているといえる。その結果、ナスエとして表出されるような高揚感もまた参加者によって感じられる場合が多くなると考えられる。

しかしながら、「ベ」の全体の継続時間には事例によって差があり、その展開過程には状況による多様性があることが示唆される。41 事例の「ベ」の継続時間を検討すると数分から 600 分の間で様々に変化する。

まず、極端に短い「ベ」の行われた状況を検討すると、参加者の良好な同調を阻害するような非常に特異な状況下で行われたことが確認できる。限定条件の少ない状況下で行われたほとんどの事例では、歌と踊りの継続時間は、約 60 分から約 200 分程度の時間幅を持つ。

また、「ベ」の継続時間と、個々の歌と踊りの平均持続時間の間に関連が認められる。すなわち、個々の歌と踊りの持続時間が短い「ベ」は、全体の継続時間も短くなる傾向がある。このような「ベ」では、合唱における同調が良好でないため、沈滞した雰囲気が見られる。また、歌と踊りの持続時間の平均が長いものは、100 分から 200 分の平均的な継続時間を持つ傾向がある。ある程度長い継続時間の「ベ」が行われるためには、個々の歌と踊りの長さが確保される必要があるということが示唆される。

また、事例によっては、「べ」の終盤になって急激に歌と踊りの持続が短くなってしまい、雰囲気は沈滞して終息する場合があるので、持続時間の推移パターンも検討した。だんだん歌と踊りの持続が長くなる推移パターンを持つ事例は100分から200分の平均的な継続時間を持つ傾向がある。逆にだんだん歌と踊りの持続が短くなる推移パターンを持つ事例は、極端に短いか長い継続時間を持つ事例に多い。

「べ」では、歌と踊りの持続時間を長く保つことが重視されているといえるが、これはバカ特有の価値意識を背景に置いている。参加者の間に精神的な高揚感をもたらすような長い歌と踊りの持続は、「熱い」状態にあると表現され、好ましいものとして評価される。

「べ」の種類ごとに、歌と踊りの持続時間の平均を比較すると、子供が主体となる「べ」よりも大人が主体となる「べ」で長い持続時間が達成される傾向がある。これらの「大人の「べ」」の実践過程を検討すると「熱い」状態を達成するために、踊りの導入を工夫したり、歌い手を口頭で激励したりするのが認められる。このような工夫を行う主体となる大人たちは、「熱い」状態の「べ」に社会的な価値を付与し、これを意識的に追求しようとする傾向が強いと考えられる。

以上のように、バカの「べ」の時間構造は、柔軟でシンプルな性質を保持していることが本研究により示される。その際、そこで高い価値が与えられている「熱い」状態を達成するために様々な踊り形式が特に成人男性によって新たに考案され、導入される傾向が強い。このことが踊りの形式を流動化させ、種々の形式分化を導いている可能性がある。また、従来の研究では儀礼行動は、形式的行動の連鎖として記述されることが多かったが、参加者の間で共有される高揚感のような情緒的側面をも考慮することが必要であることが強く示唆されるといえる。

北上山地山村における植物環境と民俗知識の相補性

大原 亜希子
筑波大学大学院環境科学研究科

1. はじめに

北上山地の山村の住民は、自給的農耕と牛飼養、山仕事や野生植物の採集などを組み合わせて生計を立ててきた。その中で野生植物の採集は、山村生活において生活物資を得るための重要な活動であった。集落の植物環境は、農耕や森林の伐採、火入れなどによって、一時的あるいは継続的に改変され、多様な植生が形成され、植物環境と住民と

の密接な相互関係が存在した。しかし、近年の過疎・高齢化、勤務者の増加などにより、植物環境と住民の関係は希薄になるとともに、野生植物の利用や知識が減少する傾向にある。本研究では、山村住民の生活と植物環境との相互関係とそこに介在する民俗知識を明らかにするとともに、近年における仕事の多様化に伴って生じた変容を考察したい。

調査は、北上山地北東部の山間集落、岩手県下閉伊郡岩泉町安家地区でおこない、1) 生業形態と野生植物利用の実態、2) ハタケ(耕地)、カッパ(野草地)、カワバタ(河川敷)およびヤマ(山林)の利用形態と有用野生植物の分布を明らかにした。

2. 生業形態と野生植物利用

集落の生業形態は、農業、牛飼養を世帯単位で行い、世帯構成員の一部が雇用労働に従事して現金収入の柱となるものであった。農業は、食生活の基盤であるが、地形的・気候的条件から、耕地面積が限られ、耕作可能な作物は限られている。牛飼養は現金収入源であるとともに堆肥の生産を通じて農業を支えている。雇用労働においては、近年、集落を出て通勤するものが増え、集落の人口構成や世帯構成が変化し、牛飼養世帯数の減少の一要因となっている。

安家で利用される野生植物は、木本51種、草本72種、菌類32種であり食用、薬用、生活用材として利用されていた。食用植物は、端境期、冬季の保存食や凶作時などの救荒食として重要な意味をもっていた。集落の自然条件下で生育する野生植物を多角的に利用し続けることによって、不安定なハタケの収穫を補い、厳しい自然条件に対する危険を分散していたと考えられる。また、野生植物は、自然の再生産システムによって生産されるため管理から採集に至るまでのコストが小さく、また、この地域の交通事情が悪いこともあり、身近にある野生植物を生活物資として利用することは、むしろ効率的な生活物資調達法と考えられる。

しかし、現金経済の浸透や道路整備の進行とともに、利用される野生植物の種数が減少するとともに、利用可能な植物種、利用法に関する民俗知識も減少している。

3. 植物環境の利用形態

安家住民をとりまく植物環境は、生業との関わりの中で長年利用され、その土地利用形態に応じて様々な植生がみられた。住民はそれぞれの環境を巧みに使い分けることで、食糧、薬、生活物資、また、現金など様々な必要資源を得ていた。

民家に近いハタケは、主に作物の栽培を中心として利用されるが、その周辺では、有用野生植物が保護・移植され

て、多様な資源が集中している。カップでは、定期的な火入れと牛の放牧によって二次的にワラビ野が形成・維持されている。カップのワラビは、採集効率がよく、現金収入源として利用された。カワバタのうち民家に近い場所では、ハタケと同様に有用野生植物の保護の結果、資源の集中がみられた。特にクリやクルミは、河辺林の伐採時にも保護され、野生動物との植物資源の競争を軽減していた。ヤマにある有用野生植物は多種・多様であるが、植生への人為的干渉が少なく、かつ一時的であるため、生育場所の変化も大きく、ヤマの地形や状態を熟知しなければ採集も不可能である。そのため、採集場所には、日常生活を通して頻繁に出入りして慣れ親しんだ「覚えたヤマ」が選択されていた。

4. 考察

以上から、まず、安家地区における有用野生植物の利用に関する多様な知識や技術は、植物環境の多面的な利用によって形成された多様な植生を全て利用する適応的なものであると同時に、その知識や技術は、厳しい自然条件下にある調査地における適応技術のひとつであると考えられた。

そしてそれらの知識は、植物環境とそれを多面的に利用する生活のなかで経験的に獲得されるものであったため、この点において、近年の山村生活の変化は、その経験の機会を著しく減少させており、そうした適応技術としての民俗知識の伝承機会の減少をもたらしていると考えられた。

アマ漁業における空間認知と漁撈活動

池口 明子
三重大学人文学部文化学科

人と自然の関係を知る上で、野生生物を直接採捕する漁撈は興味深い対象であるが、なかでもアマ漁業に着目できる理由としてここでは次の2点を挙げておきたい。まず第一に釣りや網漁業と違い、漁具をほとんど使わず息をこらえることによって探し、採る漁法であるという点である。このことは、人が自然を知り、働きかけるという行動と、それに対する自然の規定性との関係がより直接的にみえるということ、そしてそのなかで、海に潜ったとき海底に広がる複雑な地形や自然現象が人の目にどう映り、どのような意味を持つのかという点に着目できると考える。第二に、日本ではアマ漁業は古代から持続的に資源を利用しており、さらに世界各地でも複雑な海底地形において定着性の資源をとるための主流な方法として行われているという点である。このような歴史的地理的広がりをもつ漁撈活

動がどういった活動様式をもっているのかを小地域において調べていくことは、漁撈活動がもつ普遍性や地域性をみるうえで重要であろう。

以上の視点から、本研究ではアマ漁業における空間認知と漁撈活動の関係について述べてみたい。アマの採集活動においては、採集する対象と人との間にある立体的な存在としての海と、対象生物が戦略として利用している海底地形とが個人が対峙している自然であると捉えることができる。よってここで問題にしたいのは、この地域のアマ漁業で共有されているところの自然認識ではなく、また対象となる生物がどのようなところにすむのかといった「語られた」民俗的知識でもない。それよりは採集者であるアマ個人の行動戦略のなかで空間を意味づけし、その運用によって海の複雑性を克服する技能としての空間認知に着目したい。その方法としてここでは、漁獲の個人差に着目し、その要因を探っていくなかで空間認知、行動、経験の結びつきをあきらかにし、アマの技能をとらえるを試みる。

事例として、三重県志摩町和具のアマ漁業を取り上げ、この地域に見られる様々な操業形態に着目しながら、漁業者個人による漁場認知の形成と漁撈活動との関係を明らかにする。

和具のアマ漁業には、ハマコ・カチド・フネドという3つの操業形態がみられる。これらは利用する漁場や、作業の仕方において異なる。ハマコは船を使わず岸から泳いで漁場へ向かうもので現在18人である。フネドはおもに夫婦で一組になって夫がトマエ（船頭）となり、妻が重りと命綱をつけて潜る。現在フネドは4隻である。カチドは4人から18人のアマが一隻の船に乗り合い、船の持ち主をトマエとして漁場へ向かうものである。ほぼ全員がハマコの経験を持つほか、フネドの経験を持つアマもいる。カチドは3つの操業形態のうち人数・水揚げともに港から沖合約2.5kmにある島を中心に操業している。

漁場はその広がりや地形によって呼び名がつけられており、それらはアマとトマエ、またアマの年齢や操業形態によってその活助の中で違った位置づけをされている。まず船という単位でカチド集団の漁場認知と行動をみると、漁場の選択の主体はトマエであり、潮流および水深が漁場選択において重要な要因となっている。その理由は、それらが漁獲対象である貝類の生態を規定するというよりは、むしろアマの行動を規定するものであるからといえる。船単位で漁場が選択されると、カチドという形態では、アマは船から水中へと降り、個人別の潜水活動がはじまる。アマのおもな漁獲対象物はアワビ・サザエであり、より広範に分布するサザエにくらべ、アワビはその棲み場に対し強い選択性を持つ。このため、数多く、また深く潜ることのできる体力のある若いアマは、サザエ・アワビともに多く採取するが、中高齢のアマではそれぞれともに漁獲量が少

ないか、あるいは高価なアワビを多く採ることで若いアマに匹敵する漁獲高を得る、という2つのパターンがみられる。後者について、アマの経歴の比較および聞き取りから、フネドの経験によりアワビの好適な棲み場をヤマタテによって認知するという技術が発達し、このようなを所でアワビを選択的に採取することによって高い漁獲高を得ていることがわかった。

このように、アマ漁業における空間認知は漁業者個人の活動への関わりかたによって違った発達過程を持つ。そしてこれらの認知によるアマの技能は、漁場という空間に展開する様々な活動様式の継続の中で、構築されているのである。

『やらないけれど、できること』 - 沖縄県久高島における漁業の近代化の事例から

内藤 直樹
京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究科アフリカ地域
研究専攻

1970年代におこなわれた漁撈活動における人と自然の関係に関する議論には、以下のようなものがある。

原子は五島列島の漁民の事例から、漁業の近代化に関して、「海が工場のようなものになり、人間と自然の関係が希薄化してゆく過程である」と主張した(原子, 1972)。

一方、沖縄諸島の沿岸地域では、1970年代もなお非常に豊かな自然環境を巧みに利用したユニークな漁撈活動が行われており、市川、寺嶋は、漁場-漁法-水族のネットワークの多様性をもとに当時の沖縄の漁民達と海との

関係は多様であると論じている(市川, 1978; 寺嶋, 1977)。

私がフィールドとした久高島では近年、1970年代に行われていた漁撈活動の多くが、島をとりまく社会経済的環境の変化とともに失われつつあり、それに変わっていくつかの新しい漁法が導入されている。本発表の目的は、これらの先行研究をもとに現代の久高島に生きる漁民と自然との関係を明らかにすることである。調査は1996年3月~1998年10月までに、のべ5回、9ヶ月月間おこなった。

この調査によって得られたデータと1970年代におこなわれた先行研究の資料(寺嶋, 1974)との比較から、久高島の漁業は(1)対象水族の激減、(2)漁法数の減少、(3)生態学的に多様なリーフの環境の利用頻度の低下、(4)設備投資額の増大、(5)商品経済化、(6)大量生産といった変化を遂げてきたことが明らかになった。市川、寺嶋らの見地からすると、現在の久高島の漁民達と海との関係は、稀薄なものであるという結論になる。

しかし私は、実際に久高島の漁民とともにリーフで漁をやっていて、彼らが自然環境に対する非常に汎用性が高い知を保持しているという感を強くした。そこから、漁民と海との関係の多様性は必ずしも漁場-漁法-水族のネットワークの多様性からだけでは表現できないと考えるにいたった。

確かに「自然と人間の関係」の多少を評価する基準は、自然に関する知識や技術の多少である。問題はそうした知識・技術をどのように表現するかということにある。市川、寺嶋は漁民の自然に関する知識や技術の多少を評価する際に漁法の数、認識人類学では一般的に体系化された知識の量を評価基準としてきた。しかし、そもそも漁民の海に関する知識や技術は体系化されているものであったり、漁法という単位で表現されるある決まった型なのだと

うか。

本発表では漁民の海に関する体系化されない知識や、漁法という単位で表現できない「型のない技術」を表現するための方法のひとつとして、漁撈活動において漁民が普段「やらないけれど、できる」能力があるということを、銚突き漁にまつわる事例から示すことをこころみる。

銚突き漁は、島周辺のリーフで行われる。技術としては水中銃のみを用いる、単純なものであるが、夜間でさえもリーフ上での自分の位置を把握できるほどの海底地形に関する高度な知識や魚の後頭部を正確に打ち抜くスキルが要求される。また、普段は行われぬが、道具が単純で設備投資がほとんど必要ないことから、多くの漁民が漁業への新規参入時や他の仕事の合間など不定期に行っている。また、銚突き漁にまつわる知識やスキルは幼少期に年長者とともに漁をすることによって身につけていくもので、体系化された、または型にはまった知識、技術ではない。このようなことから、久高島の漁民は「やらないけれど、できる」というしかないような、自然環境に関する知識や技術をもっていると考えられる。

伝統的な漁法が残っていない、漁法の数が少ない状態について我々はどうしても「彼らは自然との豊かな関係を失ってしまった」と語ってしまうことが多い。しかし「漁法数は少なく、伝統的な漁法もほとんど残っていないのに、自然との関係は豊かである」という一見矛盾した現在の久高の事例は、久高島をはじめとする自然に隣接して生きる人々と自然との関係を、漁法数の減少や商品経済化などの指標のみによって貧しいものに描いてしまうことから、あるいは、伝統的な漁法が存続しているというだけの理由で豊かであると結論づけてしまうことから我々を解放してくれる。そして、描かねばならない本質が、彼らの自然に対して、いつでも臨機応変に対応できるような汎用的な知のありかたにあることを教えてくれると考えられる。

そうした見方によって初めて、久高の人々のたどってきた歩みは、単に外部の社会経済的な激流に翻弄されてきただけという認識や、あるいはそうした激流のなかで伝統的なやりかたによって自分たちの生活を守ってきたという認識から、社会経済的な激流のなかで、島の自然環境を巧みに利用しながら自分たちの生活を創造していった自由で力強いものであるという認識に変わる可能性があるのである。

参考文献

- 原子令三, 1972. 「嵯峨島漁民の生態人類学的研究-特に自然と人間の諸関係について」『人類学雑誌』80 (2)
市川光雄, 1978. 「宮古群島大神島における漁撈活動-民族生態学的研究」加藤泰安、中野佐助、梅棹忠夫編『探検、地理、民族誌』中央公論社.

- 寺嶋秀明, 1977. 「久高島の漁撈活動-沖繩諸島の一沿岸漁村における生態人類学的研究」伊谷純一郎、原子令三編『人類の自然史』雄山閣.

住民が守る生物と文化の多様性・西表島と屋久島の事例から

安溪遊地

山口県立大学国際文化学部

この報告では、ヤマネコや西部林道など日本でもっとも大きな生物多様性をもつ西表島と屋久島を例として、地域住民の意識・行動のパターンと島の生物多様性が密接な関連もってきたことを指摘し、「生物・文化多様性 (biocultural diversity)」という概念を提唱する。豊かな自然の根幹をなす生物多様性は地域住民の主体性によってのみ長期的に守られうると私は考えているが、今後、人と自然の関係に関心をよせる地域研究者の果たすべき役割についても考察を加えたい。

私は、地元住民から「バカセなら毎年何十人も来るぞ」といった懇切な教育的指導をうけながら、1974年から今目まで西表島でのフィールドワークをおこなってきた。マスコミなどではあたかも無人島のように取り上げられるこの島に四千年も昔の遺跡があり、五百年以上続いた集落があることや、1300か所以上の地名が全島につけられていることなどから、西表島は、自然とうまく共存する経験と智慧を保ってきた地域のひとつなのだと思えることがわかった。こうした、住民の文化的なアイデンティティを基盤とした行動様式によって守られてきた生物多様性は、「生物・文化多様性」と名付けるのが適切であろう。

一方的な調査ではなく、「される側の立場」にも十分配慮した研究や「話者が筆をとる」という試みの重要性に気づいた私は、西表島にワニがいたころの話や古文書を通して、ワニへの畏れの気持ちが島の最奥部の水源地帯の保全につながっていたことを知った。日本軍は、戦争遂行のためにこの森を伐採したが、その結末は島の住民が経験したことのない未曾有の大洪水であった。

1981年からは屋久島での聞き書きもおこなっている。これらの島々の高齢者の間には、万物に霊がやどり、植物も動物も人として生きているというものの見方が今も確かに存在していることを学ぶことができた。いわゆる縄文杉の発見者の「地の者のいうことを尊重しなければ何事も成功するわきゃありません」という言葉や、「野も山も海も川も自分の物だ」と思っていると恐ろしい神罰が下るといった経験談には学ぶ点が多い。

そして、生活の基盤であり世界の宝でもある島の自然を

守ろうとする若い世代の取り組みの背景にも、こうしたものの見方があると考えべきことが次第に明らかになってきた。その例として、無農薬の米を産直しているヤマネコ印西表安心米の事例と、屋久島の西部林道の拡幅工事を中止させた住民と行政の動きをとりあげたい。こうした取り組みは、ただ自然を守ろうとするだけではなく、島の自然の大切さを世界に向けて発信するという意味ももっている。これらの島びとたちの中には、自らの土着の文化に誇りをもち、島の生物多様性の守り手としての自覚を備えている指導的な人々がいる。

結論として、これらの島びとたちは、島を訪れるわれわれの次のようなおごりを指摘してくれている。1) 地元住民への学者のおごり、2) 文化的(あるいは民族的)少数派へのおごり、3) すべての生物への人間のおごり。このような3重のおごりに気づき、そこから自由になるために、島びとの教えに耳を傾けるならば、自分自身を生命の網の目の中に置き、将来地球上の生物と文化の多様性の一部となるはずの未来の世代に対する責任感をみずからの中に育てていくことの重要性が自覚されるはずである。発表の時間が許せば、この視点がアフリカ研究にもつ意義についてもタンガニイカ湖を例に論じたい。

参考文献

- 安溪遊地, 1991. 「される側の声 聞き書き・調査地被害」『民族学研究』56 (3): 320-326 .
- 1992a. 「バカせなら毎年何十人も来るぞ」『新沖縄文学』94: 8-10, 沖縄タイムス社 .
- 1992b. 「西表島で無農薬米の産直が始まった」『エコノミスト』21, 6月号: 76-79, 毎日新聞社 .
- 安溪遊地 (編), 1992a. 「探しあてた縄文杉」『生命の島』23: 21-30, 上屋久町 .
- 1992b. 「小さい花に生まれたい」『生命の島』25: 25-34 .
- 1993. 「野も山も海も川も神々の住まい」『生命の島』29: 25-34 .
- 1995. 「木にもいのちがある」『生命の島』33 .
- 1996. 「カシの木に救われる: 西表島の洪水」『Sylvan』7: 36-39, シルバン編集委員会, 仙台 .
- 川平永美, 安溪遊地, 1996. 「西表島にワニの足跡を追って: 話者が筆を執るとき」『沖縄タイムス』10月4日号

南房総におけるツチクジラ漁の現状と捕獲制限への対応

本徳 亜矢子

筑波大学大学院環境科学研究科

1. 研究の目的

1988年、IWC(国際捕鯨委員会)によって捕鯨モラトリアム(商業捕鯨一時禁止措置)が実施された。これにより母船式(遠洋)捕鯨と沿岸大型捕鯨が全面禁止となり、ミンククジラやマッコウクジラの捕獲が禁止された。

しかし、その後も日本の沿岸小型捕鯨はIWC管轄外の小型鯨類を対象として政府の規制下で継続されている。現在4つの捕鯨基地(北海道網走、宮城県鮎川、千葉県和田および和歌山県太地)において、ツチクジラ、ゴンドウクジラ、ハナゴンドウが捕獲枠内で捕獲されている。

本研究では、捕獲から消費までのシステムに着目して沿岸小型捕鯨の現状と地域的嗜好性を把握し、捕獲制限への対応にみられる沿岸小型捕鯨の特性を明らかにする。その結果を踏まえて、今後の沿岸小型捕鯨の管理に関する提言を行うことを目的とする。

以上の問題意識から、千葉県安房郡和田町を根拠地とするツチクジラ漁を対象に現地調査を行った。その上で、歴史的経緯のなかでの現状の位置づけと、捕鯨基地間の違いについて検討した。

2. 南房総におけるツチクジラ漁

南房総では17世紀から組織的なツチクジラ漁が始まり、モラトリアム実施後も年間27頭という捕獲枠の中で操業が行われている。捕獲と解剖には、他の捕鯨基地(宮城県鮎川)の捕鯨者が季節的に従事している。現在、母船式捕鯨や大型捕鯨の経験者が主に従事しており、長年培われたクジラの生態に関する知識や高度な技術が維持されている。

また、肉は南房総全域へ、皮は西日本と東北地方の消費地へと流通し消費される。とくにツチクジラ肉は、独自の販売経路で南房総全域に流通しており、その大部分は「タレ」と呼ばれる干し肉に加工されている。逆に、食べる習慣がない皮は、かつては鯨油や肥料に加工し、現在は食用として西日本や東北地方の消費地に出荷している。当地域ではツチクジラに限って成立する捕獲から消費までの流通網こそが沿岸小型捕鯨の伝統や地域性であるといえる。

3. 沿岸小型捕鯨の特性

・技術者集団としての捕鯨者の移動

乗組員や解剖員は、異なる捕鯨業種間や捕鯨基地間を季節的に移動してきた。これは資源の減少をはじめ、捕獲制限の影響を直接受けやすい捕鯨者のもつ特性であり、この点によって捕鯨モラトリアム後も沿岸小型捕鯨が維持されていると考えられる。

・地域的嗜好性に基づいた流通網

クジラは体のほぼすべての部分を利用することができるが、鯨種や体の部位によって流通経路は異なる。とくに現在、捕鯨基地周辺への流通網と特定の消費地への流通網という2つの流通形態がみられた。

沿岸小型捕鯨は、この2つの特性によって従来数々の捕獲制限に対応しつつ存続してきた。しかし捕鯨モラトリアム実施以降、操業形態、技術者の確保、利用部位と用途および流通形態において、変化がみられた。

現在、4つの捕鯨基地における鯨種の嗜好性とは無関係に捕獲規制が実施される傾向が認められる。4つの捕鯨基地における嗜好性の違いは、クジラの回遊生態によって生じたものである。モラトリアム実施後には、従来嗜好してきた鯨種が捕獲可能な地域(和田・太地)と、捕獲禁止となった地域(網走・鮎川)で異なる状況がみられた。このことは、沿岸小型捕鯨がクジラの回遊生態と、捕獲から消費までの流通網によって維持されることを示唆している。

4. 考察

現在、世界の捕鯨業は「商業捕鯨」と「生存捕鯨」に二分されるが、日本の沿岸小型捕鯨はこの両者の要素を併せ持つ。また、日本近海のクジラ資源は一定の捕獲に耐えうると推定されるが、捕鯨に関わる諸問題は生物資源の管理だけでなく、文化的な資源観や感情論をも含む。

今後も沿岸小型捕鯨を存続させるためには、捕獲から消費までの流通網と特定の鯨種に関する地域的嗜好性の違いを明確にした上で、地域毎の捕獲対象鯨種と捕獲頭数を策定する必要がある。

もうひとつの捕鯨

定置網に入るクジラはだれのものが

桜井 敬人
名古屋大学大学院 人間情報学研究所

1. はじめに

マグロやブリ、その他さまざまな回遊魚を漁獲する大型定置網は、ときにクジラをも捕獲することがある。こうしたクジラの利用はこれまで捕鯨史のなかでほとんど扱われてこなかった。近年、鯨類保護に関心が集まるなかで、こうしたクジラの処置をめぐる問題が浮上し、水産庁は平成2年から定置網に入るクジラを「混獲」されたものと位置づけ、クジラが生存しているなら放獣し、傷ついているようなら治療し、死亡していたなら埋却するよう指導を始めた。しかし、この通達に異議を唱える漁業者は少なくない。

2. 「捕鯨」とは

かつて明治漁業法は、網捕り式捕鯨とならんで、「鯨大敷網」と呼ばれる捕鯨定置網も漁業権漁業の対象としていた。だが明治30年代からノルウェー式捕鯨が網捕り式捕鯨を駆逐して普及すると、漁業規則においてノルウェー式捕鯨だけが規制の対象となっていく。やがて沿岸域で小型ハクジラを捕獲する「イルカ追い込み漁業」や「突きん棒漁業」なども規制されていったが、水産資源保護法に規定されたシロナガスクジラ、ホッキョククジラ、そしてスナメリの三種を除いて、定置網による鯨類の捕獲が漁業規則において規制されることはなかった。

3. クジラの所有権

室戸岬周辺と足摺半島東岸の海域で盛んに捕鯨が行われた高知県では、捕鯨漁場を排他的に使用してクジラを捕獲する権利が、封建領主に保護された室戸の二つの鯨組だけに認められていた。地先海面を捕鯨漁場に指定された足摺漁場周辺の人々は、捕鯨の新規参入や定置網漁業の認可を幕末から度々請願したが、わずかに免許された定置網にクジラが入っても捕獲および所有する権利はなく、明治39年にいたっても県令によって「鯨漁業保護区域」が設定されるなど、捕鯨漁業者の既得権は擁護され続けた。しかしノルウェー式捕鯨が急激に普及した結果、明治40年前後に鯨組が解散し、プレ・ハーベストの段階でクジラ資源に対する圧倒的な権利を持った漁業者はいなくなった。定置網に入網したクジラの所有権は、その頃から定置網漁業者に移ったと考えられる。

また江戸時代までに捕鯨業が発達しなかった石川県や鹿児島県の例では、明治になって捕鯨漁業が始まると、最初にクジラに致命傷を与えた漁業者と最終的に捕獲した漁業者の両方に一定の割合で利益が認められていた。もっとも捕鯨漁業の認可にあたっては、定置網漁業を妨害することがないように、定置網漁場の外で操業することがあらかじめ条件づけられていたので、定置網に入ったクジラの所有権は、他の魚と同様に、それを実際に捕獲する定置網漁業者にあったと考えられる。

4. クジラの重要性

定置網に入るクジラは古くから利用されてきた。例えば能登半島内浦地域では江戸時代後期には定置網による捕鯨様式を確立していた。薩摩半島西南部地域でも明治のはじめには定置網に入るクジラの利用をはじめている。両地域には漁獲目標魚としてマグロやブリとともにクジラを併記した定置網漁業免許申請書も残っている。

古くから定置網でクジラを捕ってきたとはいえ、たとえば和歌山県太地町のように四百年間に渡って浦をあげて捕鯨に従事した結果、クジラの利用に基づいた固有の文化

型を形成するに至るほど、定置網に入るクジラが地域に重大な影響を与えたとは考えにくい。しかし大型定置網は漁獲組成が多様である。昔から頻繁に網に入り、大きな恵みをもたらすクジラは期待される獲物のひとつとして考えられてきた。高知県足摺半島東岸のある大型定置網は、浦のほとんどの世帯主が出資する大敷網組合によって経営されており、網に年間数頭入るクジラは出資者である株主に分配される。浦に居住し、部落の義務を果たしている世帯主だけに組合加入資格が認められており、一人一株まで、一世帯一株までという規則があることから、総株数に分割された鯨肉は「となり組」の組長を通じて浦の各世帯に均等量が分配されることになる。鯨肉は、各世帯からは株を所有しない世帯や浦の外部に住む親戚や友人などに贈与されるほか、組合からは寺社へ奉納され、医師などの重要人物、さらには漁場紛争を繰り返してきた隣接浦の定置網組合にも贈与されるなど、地域の人々を巻き込んで儀礼的に流通されており、人々のつながりを強める働きを有している。かつて地先海面で盛んに捕鯨が行われながら捕鯨に従事できず、そればかりか定置網漁業も規制されてきた歴史とあわせて考えれば、鯨組の消滅と同時にこの地域の

人々の手に戻ったクジラは重要な獲物であるといえる。

5. 鯨類資源管理への問題提起

強い反対を受けながらも捕鯨再開を主張する日本政府は、IWC とは別に、関係する地域の国々が共同で管理にあたる新たな鯨類資源管理機構を作る計画を始動させた。だが捕鯨を強行に再開すれば多くの国々から何らかの制裁措置を受けるのは必至であり、ある程度の国際世論の賛同を得られるような、よほど確かな管理体制を作る必要がある。この鯨類資源管理を成功させる前提条件は、国内の漁業者の協力を得られるかどうかではないだろうか。

クジラを定置網から逃がしたり埋却したりすることは容易ではなく、その際に漁業者が被る損害を補償する制度は順調に機能しているようには思われない。何より、網に入るクジラを「混獲」されたものと考えない漁業者は少ない。ある種の鯨類が漁業資源として持続的に利用されることが可能であるのならば、定置網に入るクジラについても鯨類資源管理体制のなかに新しい位置づけがなされ、そうしたクジラの限定的な利用を正当な漁業活動として認めるべきではないか。

東ネパール，グンサ谷におけるヤクおよびヤク
- ウシ雑種の放牧高度を決定する要因
- 乳製品および雑種の生産を目的として移牧され
る家畜群の場合 -

池田菜穂

北海道大学・大学院地球環境科学研究科

1. はじめに

ネパール・ヒマラヤでは、ヤクおよびヤクとウシとの雑種「ゾ」が飼養されている。ゾが造られるのは、それがいくつかの点でその両親よりも家畜として優れているからである。雌の場合、乳の量がヤクとウシのどちらよりも多い。雄は、ヤクの雄と同様に交易の輸送手段として利用され、ヤクほど高所に強くはないが、ヤクには適応できない低所でも使うことができる。

ゾは親の組み合わせで 雌ヤクと雄ウシ、雌ウシと雄ヤクをそれぞれ親とする 2 種類に分けられ、一般的に ディム・ゾ、パム・ゾと呼ばれる。小林 (1987) によると、ディム・ゾはパム・ゾに比べてより高い高度帯に適応しており、両者は異なる分布域をもつ。このことを、ヤクとゾが適応する高度帯に関する一般的事実と合わせると、ヤクと 2 種類のゾは、一般的にヤク、ディム・ゾ、パム・ゾの順により高い高度帯に適応することが分かる。また、これらの家畜の飼養 (適応) に大きな影響を与える要素として、小林 (1987) は、その高度帯における気候条件の重要性を示唆している。

本発表では、そのように高度に対して異なる適応範囲をもつといわれている 3 種類の家畜、すなわちヤク、ディム・ゾ、パム・ゾが、実際にある連続的な地域の中で、それぞれどのような高度帯に放牧されているかという事例を紹介し、その高度帯を決定する要因について、これまでに指摘された気候条件をより具体的に調べ、一歩踏み込んだ考察をすることを目的とする。

紹介するのは、ネパールの北東端に位置するグンサ谷の事例である。グンサ谷のヤクとゾは、交易の輸送手段として様々な季節に広い高度帯を移動させられる家畜群と、乳製品とゾの生産を目的として、一般的に移牧と呼ばれるスタイルで移動しながら放牧される家畜群とに分けられる。調査の対象としたのは後者である。現地調査は、聞き取りと放牧地訪問を中心に 1998 年 10 月 16 日～11 月 25 日に行った。また、グンサ村における 1997 年 9 月～98 年 11 月までの気温の観測結果を得た。この観測は、発表者の指導教官である北海道大学大学院地球環境科学研究科の渡辺悌二先生によって行われたもので、1999 年 9 月現在も継続中である。

2. 結果

2-1. グンサ谷におけるヤクおよびゾの所有

グンサ谷では、調査当時、上流から下流にかけて点在する 4 村でヤクやゾを飼養していたことが明らかになった。1997 年秋から 98 年秋までの 1 年間を通して移牧というスタイルで放牧されていた家畜群は、いずれも雌を主体とする群で、ヤク 14 群、ディム・ゾ 5 群、パム・ゾ 2 群の合計 21 群であった。グンサ谷では、基本的に 1 世帯が所有する家畜が 1 家畜群を構成する。1 群の大きさは、場合により数頭の種雄を含めて 10～60 頭くらいである。

2-2. 3 種類の家畜の垂直移動

21 群を所有する各世帯は、基本的に家族単位で比較的自由に移動していた。それら 21 群のうち、谷の外で放牧される群を除いて、夏は 18、冬は 20 群の放牧高度の変化を図に表わした。夏期、5～8 月には、多くの家畜群が一樣に、冬期の放牧高度から徐々に高所に動かされて 4,500 m 付近まで到達した。特に 6 月半ば～8 月半ばには、3 種類の家畜が、標高 4,100～4,800 m のあいだの幅 500 m 前後の高度帯に集中した。一方、その他の時期には、3 種類の家畜は最大で 2,300 m も高度が異なる場所で放牧された。

3. 考察

3-1. 夏期における放牧高度を決定する要因

夏期に放牧高度が重なっている原因は、一見、牧夫どうしで決めている放牧地利用についての規則であるかのようにも思われるが、それらの規則によって規制を受けたのは特定の放牧地を利用する一部の世帯だけであり、他の世帯は規制を受けなかったにも関わらず、彼らの家畜群を同じ高度帯に集中させた (図)。したがって、この時期の放牧高度に影響を与える要因は他にもあると考えられる。

他の要因としては、ネパール・ヒマラヤの他の地域で行われた調査結果を参考にすると、草本植物の生育状況が考えられる (Ikeda, 1998)。すなわち、5-8 月に、多くの家畜群が狭い高度帯の中に位置しつつ上方に移動したことは、それらの家畜群が餌となる草本植物の生育状況に合わせて移動したことを意味している可能性がある。したがって、本地域においても、今後、このことを裏付けるデータを集める必要がある。

本発表では、夏期の中でも、家畜群が特に狭い高度帯に集中した 6 月半ば～8 月半ばの放牧高度と気温の関係について、既に明らかになった結果を以下で述べる。気温は、放牧地において餌となる草本植物の生育状況の指標になり得ると考えられる。グンサ村における日平均気温のデータを用いて、6 月半ば～8 月半ばに各家畜群が置かれた各放牧地における、その放牧期間の推定平均気温を算出したところ、ヤクの放牧地が 5 - 7、ディム・ゾの放牧地が

6、バム・ゾの放牧地が4 - 8 となった。つまり、それぞれの放牧地での気温は、共に6 前後となり、家畜の種類による違いは見られなかった。

3-2. 秋-春期の放牧高度を決定する要因

秋-春期には、放牧高度の家畜種間順序は、小林(1987)が指摘した適応高度の家畜種間順序、すなわち高いほうからヤク、ディム・ゾ、バム・ゾの順序と、一見、矛盾しない(図)。しかし、ヤクの放牧高度に約1,200mもの幅があり、そのうちの低所において、ヤクの放牧高度とディム・ゾの放牧高度が重なっていることは、適応可能な高度帯についての家畜種間順序では説明できない。

この期間の放牧高度と気温の関係について、夏期の場合と同様に、グンサ村での観測結果を用いて以下に考察する。グンサ谷で最も寒い月は1月であると考えられる。それぞれの家畜群が1月に置かれた各放牧地における1月の平均気温は、ヤクの放牧地が-8 - -1、ディム・ゾの放牧地が-3 - -1、バム・ゾの放牧地が2 と推定され、この時期に気温が放牧高度の上限を決定している可能性は否定できない。

一方、これらの値を、前述した夏期の放牧地における平均気温、すなわち6 前後という値と照らし合わせると、冬期に気温が放牧高度の下限を決定しているとはいえない。つまり、気温の条件だけを考えると、より低い高度帯に家畜を放牧することも可能なのである。したがって、こ

の期間の放牧高度には気温以外の要因が影響を与えていると考えられる。

4. まとめ

グンサ谷の移牧における放牧高度を決定する要因について、これまでに以下のことが明らかになった。(1)6月半ば-8月半ばに、森林限界より少し高所に位置する高度帯(標高4,100~4,800m)に3種類の家畜群が全て集中する。この期間の各放牧地におけるその放牧期間の推定平均気温には家畜種による違いは見られない。(2)冬期には、気温が放牧の下限を決定しているとはいえない。

今後は、夏期の放牧高度の決定要因として、森林限界以上の高度帯に分布する草本植物の生育と気温変化(上昇)との関係について詳しく検討する必要がある。一方、秋-春期の放牧高度の決定要因として、気候条件のなかでも、気温以外の要素に注目する必要があるだろう。

参考文献

- 小林茂, 1987. 「ネパール・ヒマラヤのヤク-ウシ雑種生産」『牧畜文化の原像』日本放送出版協会, pp 207-244.
- Ikeda, N., 1998. Pattern of transhumance and its relation to environmental factors around Gosainkunda area, Langtang Himal, central Nepal. Master's Thesis, Hokkaido Univ..

西サモアにおける持続的土地利用に対するマタイ制度の意義

森本 利恵

筑波大学大学院環境科学研究科

1. 研究の目的

西サモアの国土の8割は、慣習地と呼ばれるサモア人所有の土地で、その運営は親族集団(アイガ)が行う。アイガには「マタイ」と呼ばれる複数のチーフがあり、彼らの合議制によって、慣習地が管理・運営されている。

このような慣習地は、一定期間の貸借を除き、土地の売却や譲渡が法律で禁止されているため、経済発展のための外国資本を導入する上で障害となるとして、マタイ制度が批判されてきた。更に、慣習地は個人所有が困難となっている。従って、土地の所有権を持ってない非マタイは、移民として海外に働きに出ざるえない。

しかし、親族集団アイガの中で各マタイの称号が代々継承されることで土地の所有権も同時に継承されていることや、マタイが慣習地の所有権を独占的に持つことで、アイガの土地での土壌侵食や収奪を回避し土地への人口圧を弱めているというように、マタイ制度には限られた国土での持続的な土地利用を社会的、生態学的に可能にする長所が認められる。

2. 研究方法

本研究のために現地調査(1997年8月~1998年6月)を行い、参与観察によって資料を得た。また、西サモア国立大学に在籍し、文献調査と統計資料の収集も行った。

3. 結果

(1)アイガとマタイ制度の特徴

- (i) アイガとは父系・母系を含む非単系の親族集団である。
- (ii) アイガの運営集団は、最大5世代を含む集団で、25歳以上の約20人のメンバーで運営される。
- (iii) 各アイガには、各マタイが異なるマタイ称号を持つ複数のマタイが存在する。称号名は、代々アイガの中で男女に継承され、その継承は土地の所有権の継承を意味する。
- (iv) 称号の所在地となっている原籍村には、アイガの土地がある。マタイ称号の継承と就任式は、その原籍村で行われる。

(v) マタイが慣習地の所有権を独占的に持つことで、未使用の土地を含めてアイガの土地に余裕を持たせている。この結果、土壌侵食や収奪を回避できている。

(vi) アイガのメンバーは未使用の土地を開墾しようとするれば、マタイの許可を受けなければならない。そうでなければ、彼らは移民となる。この結果、土地への人口圧が弱め

られている。

(vii) マタイ制度によるアイガに対する貢献としてアイガの土地で働くこと、また移民として海外から送金することが行われている。

(viii) 儀礼などの行事をアイガの成員と連帯を確認するために盛大に行う。

(2) マタイ制度の現代的意義

西サモア経済は、移民、送金、援助、そして官僚からなるMIRAB (Migration, Remittance, Aid, and Bureaucracy) 経済である。現在の経済は大幅な入超を示し、この赤字は移住者からの本国送金と外国からのODA資金によって賄われている。移民には、定期移民受け入れ計画などの受け皿があり、移出者からの送金は経済に大きな位置を占める。

このように植民地時代以降、換金作物の栽培を通して、西サモアも市場経済システムの中に取り込まれてきた。しかし、そこでは今までの伝統的な生業と市場経済が対立し、分極化したのではなく、サモア社会が、伝統的なマタイ制度を通して市場経済に適応してきた。第1に、西欧との接触によって多くのポリネシアの首長制度が崩壊・変容するなかで、西サモア政府はマタイ制度というチーフ制度を基軸にしている。選挙制度改正後も被選挙権はマタイに限定されているので、今後もサモアにおけるマタイ制度は、消滅するどころかますます強化される方向にある。第2に、父系の男性子孫が独占的に称号の継承権を持っていたマタイ制度が、女性にも称号の継承権を付与するようになっている。結果として将来的にもマタイ制度は、共有資源の持続的維持機構として社会の変化に応じて柔軟に変容していくものと思われる。

参考文献

- Ahlburg, D. A. & Levin, 1991. Remittances and their impact: a study of Tonga and Western Samoa. Australian National University.
- Crocombe, R.G., 1975. Land Tenure in the Pacific. Oxford University Press.
- O'Meara, J.T., 1990. Samoan Planters: Traditional and Economic Development in Polynesia. Holt, Rinehart and Winston.

自然と市場とのはざままでゆれうごく焼畑農耕
民 ザンビア北部・ベンバ社会の事例

大山 修一

京都大学大学院人間・環境学研究科

はじめに

ザンビア北部のミオンボ林帯に居住するベンバは、伝統的にチテメネと呼ばれる焼畑農耕を営んできた。1980年代のはじめまで、村の生活には伝統的な色彩が濃く残っていた。しかし、1980年代半ばから、農業の近代化をめざす国家政策の影響によって、ベンバはチテメネを継続しなから化学肥料や改良種子などの外部投入財を必要とするトウモロコシ栽培（ファーム）を積極的に導入した。その結果、多くの村々では、「自給指向のチテメネと換金指向のファーム」という2本立ての生計戦略が定着した（杉山，1996）。しかし近年、ベンバはチテメネとファームを継続するうえで深刻な問題に直面するようになった。

1991年に誕生した新政権が、IMF主導の構造調整政策を本格的に受け入れた結果、1993年頃から化学肥料の高騰や肥料供給量の不足によって、ファームの基盤がゆらきはしめた。そして1997年には、農業関連の補助金が完全に自由化され、ファームをめぐる状況は新しい局面をむかえた。本発表では、チテメネの持続性を視野に入れながら、1990年代に激動するザンビアの政治・経済状況のもとでの、ベンバ社会の生計活動について分析を試みたい。主要な調査地はムレンガ・カブリ村であり、掛谷と杉山が1983年から調査を継続している。ベンバの村について定点調査を実施し、村びとの暮らしが変容している動態を追っていく。

1995年度における主食作物の生産

村びとの主要な農耕であるチテメネとファームによる主食生産に着目し、世帯の自給可能性について分析した（図1）。縦軸は成人男性（実質消費成員）1人あたりに換算したトウモロコシの収穫量、横軸はチテメネの開墾面積を示している。成人男性が1回の食事に食べたウブワリー（練り粥）から、年間に必要なトウモロコシの量を約240kgと算出した。また掛谷（1994）の報告から、チテメネの開墾面積が9アール以上であれば、成人男性1人を扶養できるとみなした。

1995年にはチテメネによって主食作物を確保している世帯は少なく、ファームのトウモロコシを食糧自給に取り込んでいることが明らかとなった。村びとがチテメネによって食糧を自給していないのは村近辺に浮上した開発プロジェクトによって、村びとの土地利用が排除されていることにも関係している。

化学肥料の供給量とチテメネの開墾面積

トウモロコシを自給食糧に取り込んだことで、世帯の食糧事情が不安定な肥料供給によって影響を受けはじめた。肥料が遅配された場合、ファームに力を入れていた青・壮年世帯では、主食作物が不足した。多くの世帯が主食作物

の確保に苦労していたなかで、村内の食糧自給に貢献するようになったのは、意外にも年長女性の世帯であった。年長女性の世帯はチテメネに食糧自給の基盤をもち、不安定な肥料供給に影響を受けることはなかった。彼女らは娘や息子の世帯に主食作物を分配したり、毎回の食事ごとに孫とウブワリーを食べていた。

村びとは、前年度の肥料供給に起因するトウモロコシの収穫状況と現在の食糧事情を考慮したうえで、チテメネの開墾面積を調節するようになった。ただし1994年度からは肥料供給が著しく不安定化し、村びとの予想と違った化学肥料の供給状況になることが多かった。たとえば1994年度には、化学肥料の供給を見込んでチテメネの開墾面積を縮小したが、予想に反して供給量が減少したために、翌年度には食糧不足が深刻となった。逆に1995年度には、村びとは化学肥料の不足を予測してチテメネ面積を拡大したが、肥料供給が順調であったため、翌年度には多くの余剰作物に恵まれた。このように変動する食糧事情を通じて、村びとは様々なものを交換の対価に利用し、ブタを入手した。余剰作物に恵まれた1996年には主食作物とブタが交換され、チテメネの重要性が高まった1997年には、伐採作業に必要な男性労働力の対価としてブタが支払われた。ブタ飼養が普及した結果、所有頭数が3年半の間で69頭にまで増加した。

ブタ飼養の拡大

1996年度の作付け期には降雨と肥料供給が順調で、トウモロコシの多収穫が期待できたという。しかし村ではブタが放し飼いにされ、集落近くのトウモロコシ畑がブタによって荒らされた。ファームがブタに荒らされた事件は、村で大きな問題に発展せず、ブタの管理については村長の規制もなく、各世帯に任せられた。翌年度には肥料会社の経営者らがローン返済率の改善をめざし、ブタを適切に管理しなければ、肥料供給を停止する方針を打ち出した。

村びとは、化学肥料の供給を期待できない局面をむかえて、不安定な肥料供給に依存するファーム造営を断念し、チテメネとブタ飼養を2本立てで進めるようになった。各世帯はチテメネによって食糧を自給しようとしていたが、主食作物を確保できなかった世帯は、ブタを屠殺し、ブタ肉が積極的に主食作物と交換されるようになった。

考察

ムレンガ・カプリの村びとは、自分たちの利用可能な資源や技術を考慮に入れながら、生業や農法を柔軟に変容させていた。めまぐるしく変容する自然や社会、経済の状況に対処していくには、チテメネの自給を基盤としながらも、ファームで収穫されるトウモロコシを自給食糧として取り込んだり、年長女性が周囲の世帯に食糧を分配したり、あるいはファームを見限ってブタ飼養を導入するといった自給指向と生計戦略の柔軟性が重要であった。

参考文献

- 掛谷誠, 1994. 「焼畑農耕社会と平準化機構」大塚柳太郎編『地球に生きる(3)資源への文化適応』雄山閣. 東京. 121-145.
- 杉山祐子, 1996. 「農業の近代化と母系社会 - 焼畑農耕民ベンバの女性の生き方」田中・掛谷・市川・太田編『続自然社会の人類学』アカデミア出版. 京都. 271-303.

(以上の報告は、1999年3月21日～22日に富山県立山町グリーンビュー立山で開催された第4回生態人類学会研究大会の発表要旨[和文]を発表者が一部修正を加えたものを掲載した。掲載順は発表順に従った。なお、所属は発表当時のものである。)

1998年度決算報告(富山大学人文学部 竹内 潔)

| 収入 | | 支出 | |
|---------------|---------|----------------|---------|
| 1998年度会費及び繰越金 | 170000 | 印刷費 | |
| | | ニュースレター No. 4 | |
| | | 大会要旨集表紙 | 78,890 |
| | | 通信連絡費 | |
| | | 大会通知、ニュースレター送料 | 28,110 |
| | | 諸経費 | |
| | | 消耗品費 | 9,780 |
| | | 雑費(送金手数料) | 220 |
| | | 第4回大会運営費 | |
| | | アルバイト代 | 25,000 |
| | | 運営費補助 | 28,000 |
| 計 | 170,000 | 計 | 170,000 |

第5回生態人類学会研究大会のお知らせ（第一次サーキュラー）

| | |
|--------|--|
| 日 時： | 2000年3月19日（日）～20日（月） 12：00 から受け付け、13：00 から研究大会開始 研究大会終了予定は20日12：00 を予定 |
| 場 所： | 山口県山口市湯田温泉4丁目5-2 かめ福 Tel：0839-22-7000、Fax：0839-22-7007 |
| 大会参加費： | 有給者：18000円、学生：12000円（予定） |
| 大会事務局： | 〒753-8513 山口県山口市大字吉田1677-1 山口大学教育学部 生態人類学会山口事務局 E-mail：kitanisi@edu.yamaguchi-u.ac.jp （経費節約のため連絡はできるだけE-mailでおこないます。） Tel & Fax：0839-33-5429 |

1. 参加・演題発表の申し込み

参加を希望される方は、旅館の予約の都合上12月17日までにお申し込みください。経費節約のため、申込用の返信用はがきは同封いたしません。E-mailでkitanisi@edu.yamaguchi-u.ac.jpまでお願いします。参加申し込みの際は、氏名、有給者か無給者か、住所、電話、ファックス番号、E-mailアドレスを明記してください。こちらでメールを受け取れば確認の返事を送ります。E-mailをご利用できない方は生態人類学会山口事務局まで郵送もしくは電話、ファックスでご連絡ください（連絡先は上記）。これ以後のご案内もできるだけE-mailを利用します。

発表者を募集しています。1人あたり持ち時間は発表30分、討論は発表数によって変更しますが15～30分を予定しています。発表を希望される方は、発表希望と明記の上、タイトルを添えてご連絡ください。抄録の原稿提出方法や発表に利用できる機器などのご案内をさせていただきます。これも12月17日までをお願いします。

2. 交通

山陽新幹線を利用した場合は小郡駅で下車し、在来線の山口線に乗り換え、湯田温泉駅で下車します（小郡-湯田温泉は20分前後です）。ホテルは駅から歩いて10分程度です。（ひかり101号東京6：13、京都8：54発、小郡着11：46、山口線小郡発12：06湯田温泉着12：24。）

羽田から山口宇部空港への飛行機を利用した場合は、空港から山口方面へバスがでていますので、それを利用し、湯田温泉で下車してください（1時間程度です）。ホテルはバス停から歩いて1、2分です。（羽田発7：22山口宇部空港着9：02、バス発9：41、湯田温泉着10：40。）

自動車を利用の場合は、ホテルの駐車場が利用できます。

その他に東京、大阪、広島、長崎から湯田温泉に夜行高速バスがでています。朝早く着きますが料金は最も安いです。

19日以前から来られる方は、19日以外の宿泊については各人が予約をとってください。

1999年度の学会費を集めています。1999年3月におこなわれた富山での学会に参加された方はすでに支払い済みですが、それ以外の方は同封の郵便振替を利用して学会費を振り込んでください(口座番号01350-5-64114、加入者名 生態人類学会山口事務局)。今後のニュースレターの発行や学会の準備などに支障がでる可能性があります。よろしくお願ひします。

住所、所属、電話番号、E-mail アドレスなどに変更があった方は速やかに学会事務局までご連絡ください。

編集後記

- ・生態人類学会に常設の事務局がなくなった結果、学会員名簿や学会費の管理、ニュースレターの発行などに支障をきたしています。学会事務を外部に委託するかどうか考えないといけない時期に来ているのではないのでしょうか。
- ・学会開催予定の湯田温泉は山口観光の足場となっているところです。鍾乳洞で有名な秋吉台や日本海側の萩へもバスで移動できます。時間のある方は、足を伸ばしてみるのもいいのではないのでしょうか。

生態人類学会ニュースレター No.5
1999年11月8日発行
編集：北西功一・安溪遊地
1999年度事務局
〒753-8513 山口県山口市大字吉田1677-1
山口大学教育学部 生態人類学会山口事務局
印刷：土倉事務所
〒603-8148 京都市北区小山西花池町1-8